

## 低圧太陽光発電設備（10kW 以上）のお申込みに関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、下記の事項につきましてご留意くださいますようお願いいたします。

敬具

### 記

#### 1 調達価格の適用条件と技術検討に要する期間

平成 27 年 4 月 1 日～6 月 30 日（利潤配慮期間）の調達価格の適用を受けるためには、国の設備認定を取得のうえ、平成 27 年 6 月 30 日までに「電力受給契約を締結すること」が必要となります。

電力受給契約は、お客さまからの電力販売申込みに対して技術検討を実施し、弊社が承諾の意思表示を行ったときに成立いたしますが、技術検討には一定期間\*を要するため、電力販売申込みの時期（後述「2 電力販売申込みに係るご案内」参照）にご留意ください。

※低圧連系の場合は「1ヶ月以内」に技術検討結果を回答するよう行っておりますが、電力販売申込みの提出状況、発電設備の設置場所における系統状況等により技術検討に通常よりも期間を要する場合がございます。

#### 2 電力販売申込みに係るご案内

利潤配慮期間における調達価格の適用を希望される場合、申込書類が平成 27 年 5 月 29 日（金）までにインターネットまたは、弊社窓口での申込みのいずれかの方法によりご提出ください。

なお、平成 27 年 5 月 29 日（金）までにご提出いただいても、技術検討等によって、6 月末までに契約締結に至らない場合もございますので、事業内容の確定後、すみやかにお申込みいただきますようお願いいたします。

#### 3 注意事項

##### (1) 申込書類について

ご提出いただいた申込書類において、記入漏れや提出書類の不足等により受付を行えない場合は、お客さまに書類一式を返却いたしますので、この場合は、再度お申込みを行っていただく必要があります。技術検討等の手続きは申込書類が整った後に開始いたしますので、申込書類ご提出の際は、不備がないよう事前にご確認をお願いいたします。詳細につきましては、「再生可能エネルギー発電設備（低圧連系）の系統連系申込み時における留意事項」をご参照ください。

##### (2) 設備認定を変更する場合について

「電力受給契約の締結」後に国の設備認定を変更する場合等においては、調達価格が変更となる場合がございますので、ご留意ください。

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社窓口までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上